

家計調査 貯蓄・負債編 の概要

調査の概要

家計調査（指定統計第56号を作成するための調査）は、全国の全世帯（学生の単身世帯を除く。）を対象として家計収支等を調査している。

世帯における貯蓄・負債の状況については、平成12年まで家計調査の附帯調査として毎年実施した「貯蓄動向調査」において把握してきた。しかし、近年の消費動向を分析する上で、貯蓄及び負債の保有状況と関連させた家計収支の実態を明らかにする必要があるとの要請が高まってきた。そのため、平成14年1月より貯蓄動向調査を家計調査に統合し、二人以上の世帯における貯蓄及び負債の状況についても家計調査において把握することとなった。また、これに併せて、単身世帯を対象として実施していた「単身世帯収支調査」についても家計調査に統合している。

家計調査の報告書は平成14年から3分冊となっている。本報告書は貯蓄及び負債に関する結果であり、二人以上の世帯の家計収支の詳細に関しては別冊の「家計収支編（二人以上の世帯）」を、単身世帯及び総世帯の家計収支の詳細に関しては別冊の「家計収支編（単身・総世帯）」を参照のこと。

1 調査の対象

家計調査は学生の単身世帯を除いた全国の世帯について行っている。

また、次に掲げる世帯は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、除外している。

- (1) 外国人世帯
- (2) その他
 - ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
 - イ 賄い付きの同居人がいる世帯
 - ウ 住み込みの営業使用人が4人以上いる世帯
 - エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯

2 調査世帯の選定

標本設計の資料としては、平成12年国勢調査の結果を用い、単身世帯を除く一般世帯について標本設計を行った。

(1) 抽出単位

調査世帯の抽出には、層化3段階抽出法を用いた。第1次抽出単位として市町村、第2次抽出単位として調査単位区（原則として、平成12年国勢調査のために設定された調査区で、隣接する2調査区を1調査単位区とする。以下「単位区」という。）、第3次抽出単位として世帯をとった。

(2) 調査市町村の選定

全国を168層（昭和52年12月以前は170層）に分け、単身世帯を除く一般世帯の数に比例した確率比例抽出によって各層から1市町村を選定した。

層別の方法は、次のとおりである。

各都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市については、それぞれを1層とした。それ以外の市町村については、まず市部と郡部（町村）に分け、市部は、さらに、次の基準によって71層に分割した。

ア 地方……北海道、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、沖縄（沖縄県）10地方

イ 都市階級……人口15万以上100万未満の市（中都市）、人口5万以上15万未満の市（小都市A）、人口5万未満の市（小都市B）の3階級

ウ 非農林漁家世帯数比率（世帯員が2人以上の一般世帯に対する非農林漁家世帯の割合）

エ 人口増加率（平成7年から平成12年までの5年間の人口増加率）

オ 人口集中地区人口比率

カ 産業的特色（事業所総数に対する第2次及び第3次産業の事業所数の割合）

郡部は、市部と同様、まず地方によって10地域に区分した後、地方別に地理的位置（海沿い、山地等）、非農林漁家世帯数比率、人口増加率によって、48層に分けた。

昭和37年7月の拡大改正時には、昭和35年国勢調査の結果に基づいて層の設定を行ったが、その後の人口の移動、市町村の廃置分合、都市階級の変更などを補正するため、43年、47年、53年、58年、63年、平成5年、10年及び15年の8度にわたり国勢調査の結果などを用いて層の一部修正を行っており、昭和53年以降の層の数、すなわち調査市町村数は168となっている。

(3) 調査市町村の交替

家計調査の調査市町村については、昭和37年7月の拡大改正以来しばらくの間は固定して調査してきたが、41年からは、定期的に町村の交替を行うこととした。平成15年に交替した調査町村名については「付録6 調査市町村交替（平成15年）」（p.258）を参照のこと。調査市は原則として固定している。

表 1 調査世帯数の割当て

地 域	調査市 町村数	二人以上の世帯		単身世帯
		調査 世帯数	抽 出 率	調 査 世 帯 数
全国	168	8,076		745
人口 5 万 以上 の 市	99	7,020		585
東 京 都 区 部	1	408	1/5,205	34
1 3 大 都 市	13	1,428	1/2,569 ~ 1/6,629	119
都 道 府 県 庁 所 在 市 (大 都 市 を 除 く。)	35	3,432	1/376 ~ 1/1,808	286
上 記 以 外	50	1,752	1/1,918 ~ 1/14,534	146
人 口 5 万 未 満 の 市	21	480	1/936 ~ 1/6,773	40
町 村	48	576	1/3,903 ~ 1/19,581	48
単 身 の 寮 ・ 寄 宿 舎	11			72

(4) 調査世帯数の決定とその配分

調査世帯数の決定及びその調査市町村への配分は、次に示す結果利用上の観点、実査上の制約を考慮して行われた。

結果利用上の観点

ア 全国平均及びその世帯階層別（所得階層別、職業別など）月別増減率をみる。また、都市階級別平均及び地方別平均の年平均増減率をみる。

イ 都道府県庁所在市別平均の年平均増減率をみる。

実査上の制約

・ 二人以上の世帯

ア 1 調査員が2 単位区、12 世帯を調査する。

イ 調査世帯は6 か月間調査され、7 か月目に他の世帯と交替するが、その交替は1 単位区、6 世帯を単位として行われ、全国で毎月6 分の1 ずつ行う。

調査世帯数は8,076 世帯とし、その調査市町村への配分は、原則として、表1 のように行った。なお、大都市を除く県庁所在市には96 世帯を配分した。（調査市町村については、「付録2 調査市町村一覧表（平成15 年）」p.247 参照）

なお、沖縄県については、経済開発施策等の基礎資料に用いるため、一つの地方として結果表章する必要があることから、抽出率を他府県より高くし、276 世帯を選定してある。

・ 単身世帯

ア 1 調査員が受け持つ二人以上の世帯の2 単位区の中から、1 世帯を調査する。

イ 調査世帯は3 か月間調査され、4 か月目に他の世帯と交替するが、その交替は全国で毎月3 分の1 ずつ行う。

ウ 一つの寮・寄宿舍は、6 世帯を3 か月間調査され、4 か月目に他の世帯と交替する。
調査世帯は745 世帯である。

(5) 調査単位区の設定と交替

まず、調査市町村内の全域（平成12 年国勢調査調査区のうち、特別調査区＜特別な施設のある地域等＞、水面調査区＜水上生活者がいる地域等＞などを除く一般調査区全域）を、国勢調査調査区を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにしている。分割された一つの地域が1 調査員の担当する地域範囲となる。

分割した地域について、調査対象世帯数が1,500 以上3,000 未満になるように区分して複数のブロックを設定し、それらのブロックから1 ブロックを任意抽出する。この抽出されたブロックから、一定の方法により二つの単位区を設定する。単位区は、1 年に1 回交替しブロック内で単位区が交替が終わった場合は、次のブロックに進み、単位区を同様に交替する。

(6) 調査世帯の選定と交替

・ 二人以上の世帯

調査員は、選定された単位区内を実地踏査して、単位区内に居住するすべての世帯をリストした「一般単位区世帯名簿」（p.255 参照）を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯別に、「調査世帯抽出番号表（乱数表）」（p.255 参照）を用い、調査世帯を選定する。なお、農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の割当世帯数は、単位区内の農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の数に比例して6 世帯を按分する。

調査世帯は6 か月間調査され、7 か月目に同一単位区内で他の世帯（調査世帯抽出番号表を用いて選定する。）と交替する。交替に先立って調査員は再度単位区内を実地踏査し単位区世帯名簿を補正する。1 年間調査すると単位区を交替する。

・単身世帯

「一般単位区世帯名簿」を男女別に作成し、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用い、調査世帯を1世帯選定する。寮・寄宿舎は、そこに居住するすべての世帯をリストした「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用いて、6世帯を選定する。

3 調査方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を実施部局として、次の流れにより行っている。

総務大臣 都道府県知事 統計調査員(指導員) 統計調査員(調査員)・調査世帯

(2) 調査期間

調査は毎月行う。二人以上の調査世帯は、原則として6か月間継続して調査され、毎月6分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。また、単位区は1年間調査され、毎月12分の1ずつが新たに選定された単位区と交替する。単身の調査世帯は、原則として3か月間継続して調査され、毎月3分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。

(3) 調査事項と調査方法

調査は、「世帯票」、「家計簿」、「貯蓄等調査票」及び「年間収入調査票」の4種の調査票を用いて行う。

ア まず、調査を行う世帯の世帯員及び住居に関する事項を「世帯票」(p.253 参照)によって、調査員が質問して調査する。

イ その後、6か月間(単身は3か月間)、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうちの無職世帯については、家計上の収入及び支出を、勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)については、家計上の支出のみを、調査世帯が日々「家計簿」(p.252 参照)に記入する。

記入は、品目ごとに、購入金額のみならず購入数量(二人以上の世帯のみ。なお、平成14年からの食料の数量は、記入開始1か月目のみ。)も記入する。購入数量は、総務省から配布された「はかり」を用いて量る。なお、家計簿は1か月を2期に分け、月2冊を調査世帯に配布し、半月ごとに調査員が収集する。

ウ 記入開始後1か月目の後半に調査世帯が自ら「年間収入調査票」(p.254 参照)に記入することによって記入開始月を含む過去1年間の収入を調査する。

エ 二人以上の世帯について、記入開始3か月目の前半に調査世帯自ら「貯蓄等調査票」(p.256 参照)に記入することによって貯蓄や負債の現在高等を調査する。

オ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、世帯員及び住居に関する事項と1か月の家計費総額を「準調査世帯票」(p.254 参照)によって調査員が質問して調査する。

4 集計方法

(1) 集計の手順

調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査した後、総務省統計局に提出される。独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)で調査票を受付後、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収

支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付けを行う。この収支項目分類の項目数は約550項目にのぼる。分類格付けされた調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置(OCR)により読取り、集計される。

(2) 推定式

ア 二人以上の世帯の家計収支、貯蓄及び負債(農林漁家世帯を除く)

全国平均や地方別平均の推計は、市町村(層)別に調査世帯の抽出率が異なるため、世帯数が母集団の大きさの352分の1になるように定められた市町村別調整係数を集計世帯の収支項目ごとに乗じて行う。

月平均の推定式は次のように表される。

$$\bar{x} = \frac{\sum_i \sum_j \alpha'_{ij} \cdot x_{ij}}{\sum_i \sum_j \alpha'_{ij}} \quad \alpha'_i = \alpha_i \frac{n_i}{n'_i}$$

ここで、

i : 調査市町村

j : 世帯

\bar{x} : ある項目の全国平均の金額

x : " ある世帯の金額

α : 調整係数

α' : 調整済み調整係数

n : 調査世帯数

n' : 集計世帯数

また、年平均は月別結果の単純平均として算出する。(ただし、昭和42年、43年は月別の調整集計世帯数に基づく加重平均により算出した。)

年間収入五分位階級別データの年平均値は、年間収入五分位階級別の月別結果を単純平均したものである。(昭和47年までは、年間収入階級別の年平均結果から年平均五分位を算出した。)

なお、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均もそれぞれ月別結果の単純平均で求められている。

イ 二人以上の世帯の家計収支、貯蓄及び負債(農林漁家世帯を含む)

市町村別調整係数に対して地方10区分、世帯人員4区分で比推定を行う。比推定のベンチマークには労働力調査の1年前の同じ月から始まる12か月分の平均値を用いる。

月平均の推定式は次のように表される。

$$\bar{x} = \frac{\sum_k \sum_l \sum_i \sum_j \alpha'_{kl ij} \cdot c_{kl} \cdot x_{kl ij}}{\sum_k \sum_l \sum_i \sum_j \alpha'_{kl ij} \cdot c_{kl}} \quad \alpha'_i = \alpha_i \frac{n_i}{n'_i} \quad C_{kl} = \frac{W_{kl}}{\sum_k \sum_l \sum_i \sum_j \alpha'_{kl ij}}$$

ここで、

k : 地方10区分

l : 世帯人員4区分

i : 調査市町村

j : 世帯
 \bar{x} : ある項目の全国平均の金額
 x : " ある世帯の金額
 α : 調整係数
 α' : 調整済み調整係数
 n : 調査世帯数
 n' : 集計世帯数
 W : 調査対象世帯数
 C : 比推定比

なお、単身世帯・総世帯の家計収支の推定式等については、当該報告書を参照のこと。

(3) 推定に用いる数値

貯蓄及び負債額については、各調査世帯の調査開始3か月目の1日現在で調査する。前記(2)の推定に当たっては、この金額を調査期間中(6か月間)の当該世帯の貯蓄及び負債額としている。

5 結果表

(1) 概要

平成15年の結果は、「付録5 結果表一覧」(p.257 参照)に示しているとおりである。家計調査 貯蓄・負債編では、貯蓄・負債現在高等の結果表のほか、貯蓄・負債現在高階級別に家計収支の用途分類のデータを集計した結果表等がある。

(2) 地域区分

結果表章で最小単位の地域区分は市町村であり、この市町村別の結果をまとめて、都市階級別、地方別及び大都市圏別の結果を集計している。

都市階級の分類基準は、次のとおりである。

大都市……政令指定都市及び東京都区部

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、
東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、
京都市、大阪市、神戸市、広島市、
北九州市、福岡市

中都市……大都市を除く人口15万以上の市

小都市A……人口5万以上15万未満の市

小都市B……人口5万未満の市

また、「人口5万以上の市」とは、大都市、中都市及び小都市Aをまとめたものである。人口の大きさは平成12年国勢調査時のものである。

なお、調査市がどの都市階級に属しているかは、「付録2 調査市町村一覧表(平成15年)」(p.247)に掲載されている。

また、「付録6 調査市町村交替(平成15年)」(p.258)も参照のこと。

地方の分類基準は次のとおりである。

北海道地方……北海道

東北地方……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県

関東地方……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
長野県

北陸地方……新潟県、富山県、石川県、福井県

東海地方……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県

中国地方……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県

四国地方……徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄地方……沖縄県

大都市圏は、平成12年国勢調査による通勤・通学人口を基に設定された大都市圏に属する市町村のうち、家計調査の対象市町村のデータをまとめたもので、京浜葉大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏及び北九州・福岡大都市圏の4大都市圏が設けられている。(各大都市圏に属する市町村については「付録2 調査市町村一覧表(平成15年)」(p.247)参照)

6 結果の公表

家計収支に関する調査の結果は、二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の勤労者世帯結果については、原則として調査月翌月末に、全世帯結果については、翌々月の5日前後に「速報」として公表し、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の結果については、原則として二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の結果の公表日の1週間後に結果表を閲覧に供する方法で公表し、「確報」は印刷物として公表する。また、単身世帯及び総世帯は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の2か月後の中旬に公表する。貯蓄・負債に関する調査の結果は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の4か月後に公表する。

刊行物としては、月別の二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の家計収支の結果を中心に収録する「家計調査報告(月報)」、年平均の結果を収録する「家計調査年報 家計収支編(二人以上の世帯)」、「家計調査年報 家計収支編(単身・総世帯)」及び「家計調査年報 貯蓄・負債編」が刊行されている。